

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から同年7月まで

申立期間について、所持している国民年金手帳に検認印が押されており、保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳により、昭和41年5月12日付けで国民年金の被保険者資格が強制から任意へ種別変更され、同年8月25日付けで資格喪失するとともに、申立期間の保険料を同年8月24日に納付している記録が確認でき、市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致している。

しかしながら、更新された市の国民年金被保険者名簿には、上記の昭和41年5月12日から同年8月25日までの任意加入被保険者の資格記録及び申立期間に係る保険料の納付記録が記載されておらず、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においては、同年5月12日付けの任意への種別変更の記載も無く、同年8月25日で資格喪失している記録が、同年5月12日資格喪失と変更されている上、申立期間の納付記録も記載されておらず、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、市の国民年金被保険者名簿及び還付整理簿において、申立人に保険料の還付が行われた形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月21日から43年10月21日まで
脱退手当金の支給記録については、A市役所年金課で年金記録についての説明を受けたときに初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（現在は、C社）における、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年10月21日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす女性17名（申立人を除く）のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる被保険者は5名であり、前述の17名のうち、連絡のとれた12名の元同僚及び当時の事務担当者に照会しても事業主が脱退手当金を代理請求していたとの証言が無いことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2つの事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 2 日から 46 年 12 月 30 日まで
申立期間について、脱退手当金を受け取った記録になっているが、これまで脱退手当金という制度も知らなかったし、退職時に会社からの説明も無く、受け取った記憶は全く無い。記録が間違っていると思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は変更処理されておらず、旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は、旧姓により事務処理されたものと考えられるが、申立人は在職中の昭和 46 年 7 月 * 日に婚姻しており、旧姓を用いて脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、オンライン記録で確認できる当該事業所の全 82 名の女性の被保険者のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は 8 名いるが、そのうち当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる者が 6 名いるものの、申立人の欄には「脱」の表示が確認できない上、オンライン記録上には脱退手当金の支給記録が無いにもかかわらず、当該台帳には「脱」の表示が確認できる者が 1 名いるなど、不自然な記録となっている。

さらに、脱退手当金が支給されたとする同僚で、連絡がとれた 4 名のうちの 2 名は、「自ら社会保険事務所（当時）に行って請求した。」と証言していることから、事業所が申立人の脱退手当金について、代理請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年6月1日から13年10月1日までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、12年6月から同年9月までは26万円、同年10月から13年9月までは32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年6月1日から14年3月31日まで
ねんきん定期便の記録では、申立期間についての標準報酬月額が当時の給与支給額に比べてかなり低くなっているため正しい記録に直してもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成12年6月1日から13年10月1日までの申立人のA社における標準報酬月額については、当初、12年6月から同年9月までは26万円、同年10月から13年9月までは32万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、いずれも遡って15万円に減額訂正されていることが確認でき、当該事業所の役員を含む30人の厚生年金保険被保険者のうち、申立人を除く26人についても申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は役員ではなかったことが確認でき、元同僚からは、「申立人はB業務であった。」との証言を得ていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出たとおり平成12年6月から同年9月までは26万円、同年10月から13

年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）において15万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年3月31日までの期間の標準報酬月額については、申立人は給与明細書等を所持しておらず、事業主も「当時の資料は残存していないため、詳しいことは分からない。」としている上、複数の元同僚の所持する給与明細書によると、当該期間についてはオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年3月31日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B出張所における資格喪失日は昭和21年1月28日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年9月から同年12月までの標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月15日から21年4月1日まで

被保険者記録照会回答票を確認したところ、A社B出張所とC社（昭和23年2月1日付けでD社から事業所名称変更）との間に、7か月の厚生年金保険被保険者期間の空白期間があることが分かった。

しかし、A社B出張所とC社とはその実態は同じ会社であり、継続して勤務していた。一緒に勤務していた同僚は、申立期間についても年金の記録があるので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人がA社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社B出張所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）共に昭和20年9月15日と記録されているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日は、日付けは不鮮明ながらも21年1月であることが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該事業所は、事業休止に伴い昭和21年1月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、同日付けで資格を喪失している二人の元同僚は、「申立人は、当該事業所が休止した日まで一緒に勤めていた。」と証言していることを踏まえ、申立人に係る社会保険事務所（当時）の年金記録の管理に不備があったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和21年1月28日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和20年9月から同年12月までは50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和21年1月28日から同年4月1日までの期間について、申立人は、「A社B出張所とC社はその実態は同じ会社であり継続して勤務していた。」としているところ、前述のとおり、A社B出張所は、事業休止により同年1月28日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C社は同年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、元同僚は、「A社B出張所は昭和21年1月に事業休止となった。C社は、その3か月後の同年4月に、当該事業所に勤務していた2、3人が集まって新たに興した事業所である。」と証言している上、当該同僚についても、同年1月28日から同年4月1日までの期間における被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月30日から同年5月1日まで
② 平成5年3月28日から同年4月1日まで
③ 平成8年2月29日から同年3月1日まで

申立期間①については、C社（現在は、D社）において、申立期間②については、E社において、申立期間③については、A社において、それぞれ月末まで勤務し、給料から保険料も控除されていたのに、年金の記録では、最後の勤務月が被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人の所持する源泉徴収票及び確定申告書により、申立人はA社に平成8年2月29日まで継続勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の平成8年1月のオンライン記録から59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人に係る資格喪失日が平成8年2月29日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した

場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、C社の事業を継承したD社には、当時の資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険に係る被保険者資格喪失年月日や当時の保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日は昭和43年4月30日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、E社の事業主は、「申立人は、平成5年3月31日まで在籍していた。」としているが、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、当該事業主が提出した申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の退職日は平成5年3月27日、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年3月28日と記載されている上、提出日は同年3月29日であることも確認できることから、不自然さは見られない。

さらに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月頃 から 38 年頃 まで
② 昭和 38 年頃 から 46 年 6 月頃 まで

日本年金機構の事務センターに、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社の厚生年金保険の記録について照会したところ、いずれの期間についても加入記録が無い旨の回答を得たが、勤務していたことは間違いないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は確認できない。

また、申立期間について、C社の共済年金の記録を管理しているD企業年金基金に照会したところ、「申立人は、昭和 36 年 7 月 10 日から 38 年 10 月 5 日までA社、同年 10 月 6 日から 46 年 8 月 2 日までB社に、C社共済組合の組合員として籍をおき、同年 9 月 23 日に退職一時金を受給している。」との回答を得た。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
給与から控除されている厚生年金保険料によると、年金記録の標準報酬月額
額は違っていると思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持するA社の給与支給明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成 9 年 4 月から同年 9 月までについては 53 万円、同年 10 月から 10 年 9 月までについては 56 万円であることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 9 年 4 月から同年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 10 年 9 月までは 56 万円と記録されていたところ、同年 11 月 25 日付けで、遡及してそれぞれ 47 万円、53 万円に訂正処理されていることが確認できる。

このことについて、A社は、「申立期間について賃金誤支給があったことから、遡り標準報酬月額を修正した。国（厚生労働省）で管理する記録が正しいと考える。」旨回答し、当該記録訂正により発生した保険料の差額については、「当時、支社担当者等から本人への説明をして、本人指定口座への振込がされている。」旨回答している。

また、当該事業所の保管する管轄社会保険事務所長（当時）宛ての標準報酬月額の修正依頼文書において、出向者の割増賃金について誤支給があり、賃金を多く支給してしまった場合は、誤支給額を戻入し、保険料の還付は本人指定の銀行口座に振り込みする旨が記載されているところ、申立人が所持する発令通知書により、申立人が申立期間に他社へ出向していたことが確認

でき、申立人が所持する平成10年10月から11年3月までの給与支給明細書により、超勤手当欄で誤支給の割増賃金が精算されたことが推認できる。

さらに、当該事業所の保管する申立人に係る振込システム結果表（申立人の振込口座、支払金額、支払予定日等の記載あり）に記載された支払金額が、記録訂正前後の保険料の差額と一致していることから、申立人に保険料の差額が返金されたことが推認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 27 日まで
年金事務所から連絡があり、申立期間の標準報酬月額が大きく引き下げられていることを知った。標準報酬月額を引き下げた手続を行った記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 10 月から同年 12 月までは 50 万円、9 年 1 月から同年 12 月までは 59 万円、10 年 1 月から同年 9 月までは 30 万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 10 月 27 日付けで、遡及していずれも 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理については承知していないとしているものの、当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったと供述している上、当該事業所に係る滞納処分票には、申立人が複数回にわたって滞納保険料の納付方法等について、社会保険事務所（当時）の担当者と交渉を行っていた記述が確認できることから、社会保険事務所が事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について

責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。